

2 Q&A

(1) 医療編

	Q	A	備考
1	訪問看護を本人、又は家族が希望しています。どのように連絡をしたら良いでしょうか。	<p>第一にまず、訪問看護をなぜ希望しているのか、確認してください。その上でCMとして訪問看護が必要か検討してください。又は、主治医に本人又は家族が希望していることを連絡してください。先生が必要と判断すると「訪問看護指示書」が出ます。</p> <p>但し、先生の「訪問看護指示書」は本人宛に書くものではなく、訪問看護事業所宛に発行されます。事前に本人、家族には訪問看護、又は訪問看護ステーション事業所を紹介し、どの事業所にするか決めましたら先生に報告し、その事業所宛に発行を依頼してください。(先生に依頼する前に、事業所には訪問できるか確認してから指示書の発行を依頼した方が良いでしょう。)</p>	<p>なぜ訪問看護を希望しているのか。看護師にどのような医療補助をお願いするのか。医師と相談するには必要な事柄です。</p> <p><u>また本人、家族が希望する場合と主治医から訪問看護が必要と説明を受ける場合があります。</u></p> <p>主治医に訪問看護をお願いしにくい場合は、訪問看護事業所の看護師に相談することも一案です。但し、本人家族には<u>了解を得てください。また本人家族が直接主治医に依頼をお願いすることも一案です。</u></p>
2	具合が悪いと言って、CMに相談が頻回にきます。どのように対応したら良いでしょう。	CMは医療的判断ができません。なぜ具合が悪いのでしょうか。医療的に具合が悪いのか、精神的なものなのか・・・色々は方向から考えられます。心配である様子なら、医師に診察を勧めて下さい。時間外で、緊急な様子なら緊急医を紹介ください。落ち着いたところで、左記のような今後も起こりうる可能性があるのなら、主治医に今後の対応方法等の相談して下さい。	
3	急性肺炎になり、家族は在宅での治療を希望しています。主治医から「特別指示書」を出すからと言われましたが、特別指示書とはどのようなものです。	「特別指示書」とは介護保険の訪問看護から医療保険の訪問看護に変更を指示するものです。「特別指示書」の発行日から医療保険の訪問看護へ変更となります。月に継続して14日間に限り、医療保険の訪問看護が受けられます。指示が出た期間中も平行して訪問介護、福祉用具貸与など介護保険のサービスは継続できます。	利用者の方の状態変化があり、落ち着いたところで全体的プランの見直しが必要に応じて生じる場合があります。
4	通所リハビリテーションのサービスを利用したいと思いますが、主治医の同意が必要ですか。	医療系のサービス利用時は、主治医の許可が必要です。サービスが必要か確認することとあわせて、「診療情報提供書」等を依頼して下さい。	先生に相談するときは、現状を説明し、なぜリハビリテーションを希望しているかを説明するとわかりやすいと思います。また、主治医意見書等に通所リハビリテーション等にチェックが入っている場合は考慮しましょう。

5	訪問介護と同様に2箇所の訪問看護ステーションを利用することは可能ですか。	利用は可能ですが、但し、「訪問看護指示書」は2箇所の事業所に出るようになります。同日、同時時間帯に2箇所の訪問看護事業所からの訪問看護はできません。	事業所間でも業務分担はサービス担当者会議等で確認してください。また、緊急時訪問看護加算が可能なのはどちらか一方の事業所になります。確認し相談をしてください。
6	訪問看護ステーションが利用されています。CMは先生とどのようにかわればいいのですか。	訪問看護ステーションとの連携をすることも、医療との連携をスムーズに行う手段です。直接、医師と会話するだけではありません。CMのフォーマル・インフォーマルな視点も大事です。	往診時にご本人、家族の了解を得て同席をされることも手段のひとつです。ターミナルになると、CMから看護師への家族の相談が増えてくる場合もあります。CMが看護師から情報を得ながら、一緒にケアを検討してください。役割の機能分化が大切です。
7	先生から医療で訪問看護をおこなうからと言われました。どうしてなのでしょう。	医療保険が適応させる訪問看護があります。訪問看護は原則、介護保険が優先しますが、がん末期患者や難病患者、急性増悪の患者の場合は医療保険の訪問看護で行います。(Q3参照) 福祉用具、訪問看護サービス等介護保険サービスも平行して利用できます。	不明確な点は、直接訪問看護事業所に確認をしましょう。細かな点まで説明してもらえます。